



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。
調査票情報の秘密の
保護に万全を期します。

喫煙環境に関する実態調査 【旅客船、旅客船ターミナル票】

ID	
パスワード	

※おそれいりますが、左記法人の名称、所在地、法人番号（国税庁から指定された13桁）に変更等がありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

法人番号	
------	--

※ 本調査は、上記のID、パスワードにて、調査専用ホームページ（<https://kitsuenkankyo.jp>）でのオンライン回答もしくは、ダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする方法でもご回答いただけます。

記入ご担当者

担当部署		担当者名		電話番号	-	-
------	--	------	--	------	---	---

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名、ご連絡先のご回答をお願いします。

問1 貴社について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 大企業(資本金の額又は出資の総額が3億円超かつ常時使用する従業員の数が300人超の会社)
2. 中小企業(資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社)
3. 個人事業者
4. 会社以外の法人

問2 貴社の業種について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 一般旅客定期航路事業（フェリー、定時運航の遊覧船等）
2. 旅客不定期航路事業（港内遊覧船（乗合、貸切運航）等）
3. 人の運送をする内航不定期航路事業（クルーズ船、海上タクシー等）

問3 貴社で保有している船舶における通常のたばこ（火をつけて喫煙するたばこ）について、

- ①禁煙としている船舶数、②一部の場所または一部の時間で喫煙可としている船舶数、③喫煙専用室設置船舶数をご回答ください。

(1) デッキ	定時運航船等	港内遊覧船等	クルーズ船等	海上タクシー等
①禁煙としている船舶	隻	隻	隻	隻
②一部の場所または一部の時間で喫煙可としている船舶	隻	隻	隻	隻
③喫煙専用室設置船舶	隻	隻	隻	隻
(2) 船内	定時運航船等	港内遊覧船等	クルーズ船等	海上タクシー等
①禁煙としている船舶	隻	隻	隻	隻
②一部の場所または一部の時間で喫煙可としている船舶	隻	隻	隻	隻
③喫煙専用室設置船舶	隻	隻	隻	隻

問4 貴社で保有している船舶において、加熱式たばこ（IQOS（アイコス）、glo（グロー）、Ploom TECH（プルーム・テック））はどのような取扱いをしていますか。

1. 通常のたばこと同様の取扱い
2. 通常のたばことは異なる取扱い(例：通常のたばこは禁煙としているが、加熱式たばこは喫煙可としている等)

裏面にも設問があります。

問5 貴社では旅客船ターミナルの管理を行っていますか。当てはまるものを1つご回答ください。

1. 管理している	問6へお進みください
2. 管理していない	調査は以上で終了です




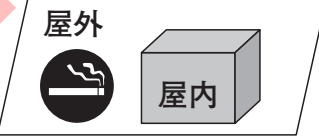
問6 問5で旅客船ターミナルを「1. 管理している」を選んだ方のみにおうかがいします。貴社で管理している旅客船ターミナルにおける通常のたばこ（火をつけて喫煙するたばこ）の喫煙環境について、①屋内、②屋外それぞれに該当する施設数をご回答ください。

	旅客船ターミナル	
	①屋内	②屋外
(1) 全面禁煙	施設	施設
(2) 一部の場所または一部の時間で喫煙可	施設	施設
(3) 全面喫煙可	施設	施設

問7をご回答ください

※屋上やテラス（席）は屋外としてご回答ください

参考

屋内の喫煙環境の例		屋外の喫煙環境の例	
例1) 屋内全面禁煙 	例2) 一部の場所または一部の時間で喫煙可 	例3) 屋外全面禁煙 	例4) 一部の場所または一部の時間で喫煙可 
旅客船ターミナル屋内の共用部全体を禁煙としている。	喫煙可能な部屋（喫煙専用室、喫煙室）や喫煙可能な場所（喫煙コーナー、喫煙席等）を設けている。	管理施設屋外（所有、管理区域のみ）全体を禁煙している。	一部に喫煙可能な場所（喫煙所、喫煙コーナー）を設けている。

問7 問6①屋内における通常のたばこの喫煙環境について、「(2) 一部の場所または一部の時間で喫煙可」に施設数をご回答いただいた方のみにおうかがいします。貴社で管理している旅客船ターミナルの状況について、状況の項目別に施設数をご回答ください。

	旅客船ターミナル
(1) 喫煙のみを行う部屋の設置（床から天井まで壁等で空間が分けられた部屋に限る）	施設
(2) 喫煙のほか、飲食や会議等もできる部屋の設置（床から天井まで壁等で空間が分けられた部屋に限る）	施設
(3) 喫煙場所の設定（上記(1)、(2)以外の壁等により空間的に分けられていない喫煙コーナー、喫煙エリア等）	施設
(4) 一部の時間だけ喫煙可（例：11時～14時は全面禁煙だが、それ以外の営業時間は全面喫煙可）	施設
(5) その他の方法で実施	施設

※参考 喫煙場所の設定の例

喫煙場所と禁煙場所に区切り（ついで、カーテン、植栽）があるが、喫煙場所から禁煙場所に煙が流れる（上部等に隙間あり）状態である。

問8 貴社で管理している施設内において、加熱式たばこ（IQOS（アイコス）、glo（グロー）、Ploom TECH（プルーム・テック））はどのような取扱いをしていますか。

1. 通常のたばこと同様の取扱い
2. 通常のたばことは異なる取扱い（例：通常のたばこは禁煙としているが、加熱式たばこは喫煙可としている等）

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。